

○宇都宮大学における授業科目成績の評価及びGPT・GPA制度の取扱いに関する要項

(平成19年7月11日)

改正 平成23年3月18日 平成31年2月20日
令和2年10月1日 令和3年4月1日
令和3年9月7日 令和4年3月8日

(趣旨)

第1条 この要項は、宇都宮大学学則第20条の3及び宇都宮大学大学院学則第23条に基づき、宇都宮大学(以下「本学」という。)における授業科目成績の評価、履修科目の成績の数値合計 Grade Point Total(以下「GPT」という。)及び数値平均 Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出する制度に関し、必要な事項を定める。

(成績評価等)

第2条 成績の評価(以下「評価」という。), 与えられる数値 Grade Point(以下「GP」という。)及び評価基準は、次表のとおりとする。

成績の評価	GP	評価基準
秀	5	目標を十分に達成し、特に優れた成績である
優	4	目標を十分に達成し、優れた成績である
良	3	目標を達成し、良好な成績である
可	2	目標を最低限達成し、合格と認められる最低の成績である
不可	0	目標を達成しておらず、合格と認められない成績である

- 2 同一科目を再度履修した場合は、再度履修した評価に置き換わるものとする。
- 3 学生が履修登録し、当該履修期間内では基準を完全に達成するに至らず、評価が与えられなかった場合を履修不完全といい、採点票等諸票の記載は「履不」と略す。
- 4 履修不完全となった科目は、次学期以降に再度の履修登録をしなくとも、条件を満たせば評価が与えられるものとし、評価が与えられるまでのGPは0とする
- 5 履修不完全となった科目に評価が与えられた場合は、履修を登録した学期に該当する単位を修得したのものとする。ただし、卒業までに評価が与えられなかった場合の評価は不可とする。
- 6 第1項の表に関わらず必要と認める場合は、合、不合の評語をもって行い、合を合格とすることができる。
- 7 博士後期課程の成績評価について、GPは適用しないものとする。

(GPT及びGPAの種類と算出方法)

第3条 GP対象科目は、第2条第1項の表によりGPが与えられる科目及び履修不完全となった科目とする。

- 2 基盤教育科目、専門教育科目及び全科目それぞれについて、当該学期、当該年度及び通算のGPT及びGPAの算出式は次のとおりとし、GPAで算出された数値の小数第3位以下は切り捨てるものとする。

学期GPT = [その学期に履修した個々のGP対象科目で得たGP×その科目の単位数] の合計

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{学期GPT}}{\text{その学期に履修したGP対象科目の総単位数}}$$

年度GPT = [その年度に履修した個々のGP対象科目で得たGP×その科目の単位数] の合計

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{年度GPT}}{\text{その年度に履修したGP対象科目の総単位数}}$$

通算GPT = [それまでの学期に履修した個々のGP対象科目で得たGP×その科目の単位数] の合計

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{通算GPT}}{\text{それまでの学期に履修したGP対象科目の総単位数}}$$

- 3 本学入学前に他大学等において修得し、本学の修得単位として認定された科目で、第2条第1項の表に基づいて評価された科目については、前項の通算GPT及び通算GPAの算出式の履修したGP対象科目に含めるものとする。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、GPT及びGPAの取り扱いに関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、編入学生については、編入する学年の者に準ずる。

附 則(平成23年3月18日)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月20日)

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日において平成30年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成31年4月1日以降に編入学・再入学等した者については、当該者の属する年次の在学者にかかる要項を適用する。

附 則(令和2年10月1日)

- 1 この要項は、令和2年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の日において平成30年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成31年4月1日以降に編入学・再入学等した者については、当該者の属する年次の在学者にかかる要項を適用する。

附 則(令和3年4月1日)

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日において令和3年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日以降に編入学・再入学等した者については、当該者の属する年次の在学者にかかる要項を適用する。

附 則(令和3年9月7日)

- 1 この要項は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の日において令和3年3月31日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日以降に編入学・再入学等した者については、当該者の属する年次の在学者にかかる要項を適用する。

附 則(令和4年3月8日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

宇都宮大学学士課程における成績評価基準に関する申合せ

平成 21 年 10 月 20 日
一部改正 令和 4 年 3 月 8 日
教務委員会

1 学士課程の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評価の基準	GP	判断基準	参考 (英字表記の場合)
秀	90 点以上	5	目標を十分に達成し、特に優れた成績である	S
優	80 点以上 90 点未満	4	目標を十分に達成し、優れた成績である	A
良	70 点以上 80 点未満	3	目標を達成し、良好な成績である	B
可	60 点以上 70 点未満	2	目標を最低限達成し、合格と認められる最低の成績である	C
不可	60 点未満	0	目標を達成しておらず、合格と認められない成績である	F

成績評価の基準は 100 点満点

- 試験, レポート, 発表, 討議等にもとづき目標達成率を評価する。なお, 秀は 10%程度以内とすることが望ましい。
- 個人指導等が中心となる科目の場合は, 成績評価及び単位認定の客観性を担保するために, 担当教員のみならず, 当該学科等として審査又は確認をする過程を経るものとする。

附 則

この申合せは, 平成 22 年度から開講する授業科目の評価に適用する。

附 則(平成 31 年 1 月 8 日)

- この申合せは, 平成 31 年度入学生から適用する。
- この申合せの施行の日において平成 31 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については, なお従前の例による。
- 平成 31 年 4 月 1 日以降に編入学, 学士入学又は再入学した者については, 当該者の属する年次の在学者にかかる申合せを適用する。